

公益社団法人

シルバー人材センター利用契約書（案）

新潟県（以下「発注者」という。）と公益社団法人 シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して新潟県立新潟向陽高等学校管理業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、金 円とする。

なお、各月額は別表のとおりとする。

第3条（契約保証金）

免 除

第4条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第5条（特約条項）

業務委託条項、学校管理業務仕様書及び個人情報特記事項は別に定めるものとする。

第6条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、新潟地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者とセンターが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者

新潟市江南区新潟向陽高等学校

新潟県

代表者 新潟県立新潟向陽高等学校長

センター

住所

公益社団法人

シルバー人材センター

代表者 理事長

別表

月額の内訳

年 月	業務の対価	備 考
令和8年 4月	円	
令和8年 5月	円	
令和8年 6月	円	
令和8年 7月	円	
令和8年 8月	円	
令和8年 9月	円	
令和8年10月	円	
令和8年11月	円	
令和8年12月	円	
令和9年 1月	円	
令和9年 2月	円	
令和9年 3月	円	
合 計 額	円	